

名古屋市スポーツ振興基金条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第45号

名古屋市スポーツ振興基金条例

(設置の目的)

第 1 条 スポーツの振興を図る資金に充てるため、名古屋市スポーツ振興基金
(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金には、スポーツの振興を図るための寄附金及び市長が必要と認め
た額を積み立てる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方
法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代える
ことができる。

(益金の処理)

第 4 条 基金から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。